

五月

出淵幾之進

〔貞永式目追加〕一評定之時可退座事

右祖父母、父母、子、孫、兄弟、舅、相舅、伯叔父、甥、小舅、從父、兄弟、夫、

一評定時可退座分限事

祖父母、養父母、子、孫、養子、孫、兄弟、姉妹、甥、姉妹、孫、甥、同舅、相舅、伯叔父、甥姪、夫、從父、兄弟、小舅、

〔北條五代記〕<sup>四</sup>北條氏茂百姓憐愍の事

早雲まつりごとよければ、士も民もおもひよりて、北條家へ歸服す、然に我物おぼえてより近き  
年迄、關八州の國主、其下々の侍、までのおもはく、我領納する一所懸命の地は、そのかみ八幡殿よ  
りゆづりつたはりて、子々孫々までも、我所領我百姓なれば、民ゆたかにさかふるやうにとあは  
れみをたれ、政道なせるは、唯親が子を愛するがごとし、又百姓も我地頭殿は、おやおうちよりつ  
たはり、孫ひこ、やしは子の末までも、はなれぬ地頭なれば、永久に榮べおはしませと、神佛へいの  
り、子がおやをおもふごとし、

〔御當家合條 二十五〕火事之節見廻候所々覺

御番衆春秋知行所御暇覺

親子 兄弟 舅 聾 小舅 伯父 伯母 甥姪 祖父 祖母 從弟 孫略○中

親類煩ニ而御番所之覺

親子 兄弟 伯父 祖母 伯父 伯母 孫 甥姪 舅 妻

右之分煩大切ニ而別に親子兄弟も無之病人にて候はゞ御番所出し可申候其内親子は各別之  
事

以上